

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

政府

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

第 79/2014/NĐ-CP 号

ハノイ、2014 年 7 月 31 日

政令

消防法と消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則について

2001 年 12 月 25 日付の政府組織法；

2001 年 6 月 29 日付の消防法、2013 年 11 月 22 日付の消防法の一部条項の修正・補足法に基づき；

公安大臣の要請に従い、

政府は、消防法および消防法の一部条項の修正・補足法の施行細則を制定する。

第一章

総則

第 1 条. 調整範囲

本政令は、消防活動、消防部隊の組織編成と消防用の機械器具等の準備、消防活動への投資、および消防活動における各省庁、省レベル機関、政府に属する機関、各級の人民委員会の責任について定める。

第 2 条. 適用範囲

本政令は、ベトナムにおいて消防活動を行う機関、組織、世帯および消防活動に関わるその他の機関、組織、個人に適用される。

第 3 条. 消防に関する知識の教育訓練

教育訓練省は、学校や他の教育施設の各課程と専攻に応じてカリキュラムや部活の内容と組み合わせた消防に関する知識や技術の内容、実施期間等について公安省と連携して実施指導を主管する。

第 4 条. 附属書

消防対象の施設、事業、工事のリスト、消火上の信号・標識・バナーの規格に関わる附属書を本政令と共に発行する。

1. 附属書 I. 消防管理の対象施設リスト
2. 附属書 II. 火災爆発の危険性のある施設リスト
3. 附属書 III. 使用開始前に消防安全保障状況について消防警察局に通知しなければならない施設のリスト
4. 附属書 IV. 消防警察局による消防用設備の設計の審査承認の対象のプロジェクト、工事のリスト
5. 附属書 V. 消防用の機械器具等のリスト
6. 附属書 VI. 消防上の優先信号とその他信号

第二章

防火

第 5 条. 消防の対象施設

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください。

消防法の一部条項の修正・補足法の第1条1項に規定する製造販売所、公的施設、事務所および独立した施設である消防の対象施設は、本政令に附属する附属書1に規定される。

第6条. 火災爆発の危険性のある施設

消防法の第3条4項に規定する火災爆発の危険性のある施設は、本政令第5条に規定する消防の管理対象の施設であり、かつ本政令に附属の附属書2に規定する消防安全上の高い条件が求められる施設である。

第7条. 施設に対する消防の安全条件

1. 本政令に附属の附属書2に規定される火災爆発の危険性のある施設は、下記の消防上の安全条件を満たさなければならない。
 - a) 施設の活動の特徴および性質に相応する消防と避難に関する規定、規則、禁止標識、警告標識、図面、指示ボード等が整備されること。
 - b) 施設の消防の業務についての規定およびその役割分担が確立されること。
 - c) 電気システム、静電気・落雷防止装置、電気機器、発火性・発熱性の機械、火源と熱源の使用は、消防安全を確保しなければならない。
 - d) 製造、販売、サービス提供の条件に適した消防安全の技術的手法が確立されること。
 - d) 消防の業務訓練を受け、かつ火災発生時いつでも現場対応できるよう組織編成される施設／専門分野の消防部隊が整備されること。
 - e) 本政令第21条の規定のとおり、権限者により承認された消防避難計画が設立されること。
 - g) 施設の性質および特徴に適し、かつ品質と数量が十分に確保された消防に関する基準と技術基準あるいは公安省の規定に合致した消防用の交通、消防用水供給、連絡通信システム、火災警報システム、防災・防止システム、その他消防用機械設備、救命用具が整備されること。
 - h) 本政令に附属の附属書IVに規定される、施設に対する消防警察機関の消防に関する審査承認と立入検査、査察の関連書類を持つこと。
 - i) 公安省の規定に従って消防活動の管理監視書類が保管されること。
2. 本政令に附属の附属書Iに規定する消防の管理対象施設であるが、本条第1項の規定に従って消防の安全条件に適合しなければならない火災爆発の危険のある施設以外の施設が、その施設の規模、事業の性質および消防に関する基準、技術基準に適合すること。
3. 本条第1項に規定する消防の安全条件が事業活動中に保障、維持されること。

第8条. 住宅街の消防上の安全条件

1. 消防、電気の使用、火と可燃性・爆発性物質の取扱いについての規則や内部規定を設けること。住宅地の特徴に相応する消防用禁止標識、警告標識、図面、指示ボードが整備されること。
2. 新設住宅地の場合、消防の設計を作成し、その設計が審査承認されること。
3. 電気システムは消防安全基準を満たさなければならない。
4. 消防用の道路と水源が整備されること。延焼対策が設けられること。消防に関する基準、技術基準または公安省の規定に従って数量と品質が保障される消防用の機械器具等を整備すること。
5. 本政令第21条に規定される権限機関により承認される防災・避難対策を講じること。
6. 消防業務の訓練を受けた人民防衛隊が整備され、何時でも現場の要求に応じて消防対応できるように組織されること。
7. 公安省の規定に従う消防活動の監理監視台帳を設けること。

第9条. 世帯に対する消防上の安全条件

1. 調理場、礼拝所、火源・熱源・発火・発熱・電気システム・電気機器を使用する場所は、消防安全を確保しなければならない。
2. 財産、物品、可燃物は、消防安全規定に従って、配置、整理、保管、使用されなければならない。
3. 家庭の状況および活動の特徴に相応した消防用機械器具等が整備されること。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

第10条. 自動車両（電動を含む・2008年道路交通法による）に対する消防上の安全条件

4人乗り以上の自動車両（電動を含む・2008年道路交通法による）、火災爆発の危険性のある物質や貨物の輸送用車両は、消防に関する国家管理機関が規定する条件を満たさなければならない。

- a) 乗り物の特徴と稼働性質に適した消防の規定、内部規定、禁止標識、警告標識、図面、指示ボードが整備されること。
- b) 乗り物の運転手法、電気システム、燃料、および当該乗り物の人、物品、貨物の配置は、消防の安全条件を満たさなければならない。
- c) 自動車両（電動を含む・2008年道路交通法による）の運転者は、交通運輸省の規定に従って運転免許証を取得するために教習を受ける際に、消防に関する知識の研修も受けなければならない。
- d) 給料制度に関する法律の規定による責任手当て、武装部隊の幹部、職員、公務員に対する責任手当てを受ける自動車両の運転者、および30席以上の自動車両と火災爆発の危険性のある物質、物品の専用輸送車の運転者、従事者は、権限を有する消防警察機関から消防業務の研修修了書が発行されること。
- d) 当該車両の性質、特徴に適した消防用機械設備が整備されること。また、これらの機械設備は、消防に関する基準、技術基準の規定あるいは公安省の規定に従って十分な数、品質および運転状況が確保されること。

2. 客船、汽車、ガソリン、液体、可燃性液体、可燃性ガス、爆発剤、火災爆発の危険性のある化学物質の輸送用の船舶、汽車を含む消防の安全保障上特別な条件が求められる自動車両は、下記の消防の安全条件を保障し、またその状態を維持しなければならない。

- a) 当該車両の特性、稼働特徴に適した本条第1項に規定する条件
- b) 消防警察機関の消防に関する審査承認、検査、検査の書類が整備されること

3. 自動車両は、火災爆発の危険性のある物質、物品を河川、鉄道、道路で輸送する際に、消防警察機関が危険物の河川、鉄道、道路での輸送に関する法規に基づいて発行する火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送許可書を取得すること（国防省の裁量権で発行される場合を除く）。

公安省は、火災爆発の危険性のある物質、物品の輸送許可書の様式、申請手続き、および許可の権限付与について定める。

第11条. 高層建築物、トタン屋根鉄骨構造の家屋に対する消防の安全条件

高層建築物、トタン屋根鉄骨構造の家屋は、本政令に附属の附属書IIに該当する施設であり、本政令第7条1項に規定する消防の安全条件に適合すると同時に下記条件を満たさなければならない。

1. 9階以上または高さ25m以上の高層建築物の場合：

- a) 当該建築物が消防に関する基準、技術基準の規定に従って、高さおよび使用目的に適した耐火グレードの構造であること。
- b) 避難路の壁、仕切り、天井裏、避難口、避難階段、避難用部屋にはインテリア、防音材、断熱材、可燃材を使用しないこと。

2. 消防に関する基準、技術基準に規定する防火区画の面積を超えたトタン屋根鉄骨構造の家屋は、下記事項を満たさなければならない。

- a) 建物の構造あるいは消防システムにより延焼防止対策を講じること。
- b) 火災発生時の全壊防止のために消防に関する基準、技術基準の規定に従う建設モジュールの耐火グレードをグレードアップするための方法を考慮すること。

第12条. 都市、住宅地、工業団地、輸出加工区、ハイテクパークの全体計画案、新設または改造のプロジェクトの立案時の消防に関する要求事項

都市、住宅地、工業団地、輸出加工区、ハイテクパークの全体計画案、新設または改造のプロジェクトの立案の際に、下記事項を満たさなければならない。

1. 各施設や複数施設の建設地、用地の配置、建物ブロックが周辺の住宅地および施設への延焼を阻止し、または火災による熱、煙、塵埃、有害ガスの影響を最低限に抑えられるようにすること。
2. 消防車両が消防活動を行うための交通路や十分なスペースおよび耐過重能力が整備されること。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

3. 消防活動および火災通報のための消防用水の供給システム、連絡通信システム、給電システムが整備されること。
4. 公安省の規定に従って、常に訓練、出動可能で、かつ消防用の車両や機械設備等の保管、メンテナンスを確保するために、消防警察署を全体計画に則って必要な場所に配置すること。
5. プロジェクトの予算概算には消防のための費用も入れること。

第 13 条. プロジェクト立案および建設設計時の消防に関する要求事項

プロジェクトの立案や消防に関する設計の審査承認の対象である施設の新設、改造、使用目的変更に従う建設設計は下記事項を満たすこと。

1. 施設の建設場所は周辺の施設との消防の安全距離を確保すること。
2. 施設の耐火グレードはその施設の規模および稼働の性質に適し、また火災防止および当該施設内の建設アイテム間と他の施設への延焼防止を確保すること。
3. 製造技術、電気システム、避雷、静電気防止、爆発防止のシステムおよび技術システム、機材、物資の配置は、消防安全上の要求事項を満たさなければならない。
4. 非常口（扉、通路、廊下、避難用階段）、照明器具、換気、脱煙の設備、信号器、救命用具等は速やかかつ安全に避難するために確保されること。
5. 消防用車両のための交通システム、駐車場は広さおよび耐過重能力を確保すること。消防用給水システムは消火への対応を確保すること。
6. 火災検知器、消火器等のシステム、およびその他の消防用の機械設備の数、配置場所、仕様がその施設の特徴および稼働の特性に適正なものであり、かつ消防に関する基準、技術基準の規定に従うものであること。
7. プロジェクトおよび設計書類には消防のための費用も入れること。

第 14 条. 建設投資に於ける消防の関連費用

1. 建設投資に於ける消防の関連費用は、本政令の第 12 条と第 13 条に挙げる消防用の項目に関する費用、およびその他消防に関する設計プロジェクトの立案、審査承認、試験、検査、施工、検査に関する費用を含む。
2. 建設投資に於ける消防の関連費用および消防の部隊や機械設備等の維持管理費は、計画プロジェクト、投資設計プロジェクトの立案の段階で計上すること。

第 15 条. 消防に関する設計と設計図の審査承認

1. 建設工事、建設項目（以下「プロジェクト、工事」という）の建設計画・投資プロジェクトの設計、新設、改造、使用目的の変更に伴う設計、消防の安全保障上の特別な条件が求められる自動車両の新規製造または改造に伴う設計は、消防に関する基準、技術基準を遵守すること。本政令に附属の附属書 IV に該当するプロジェクト、施設の立案/設計および消防の安全保障上の特別な条件が求められる自動車両の設計は、法人の十分な能力を持つ設計コンサルティング業者により実施されること。

2. 消防に関する設計の審査承認の対象は以下のとおり。

- a) 本政令に附属の附属書 IV に該当するプロジェクト、施設の新設、改造または使用目的の変更
- b) 本政令第 10 条 2 項に規定する消防の安全保障上の特別な条件が求められる自動車両の新規製造または改造

3. 消防に関する設計の審査承認申請書類

消防に関する設計の審査承認申請書類は 2 部作成され、発注者、車両所有者、施工業者、設計コンサルティング業者によって確認されるものであり、外国語による書類の場合はベトナム語に翻訳して添付しなければならない。具体的には以下のとおり。

a) 計画設計プロジェクトの場合は下記のとおり。

- プロジェクト承認機関あるいは発注者の消防の対策の審査、意見聴取の要請書（他の業者に委任する場合は委任状を添付すること）
- 建設計画プロジェクトの総投資額の予算概算
- 本政令の第 12 条の 1 項、2 項、3 項、4 項に規定する消防対策に関する要求事項を示す 1 : 500 の詳細図と関連資料

b) 基本設計書類の場合は以下のとおり。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- 発注者の消防対策の審査、意見聴取の要請書（他の業者に委任する場合は委任状を添付すること）
 - 権限委譲機関による投資許可書の写し
 - プロジェクト、施設の総投資額の予算概算
 - 本政令の第13条の1項、2項、3項、4項、5項、6項に規定する消防対策に関する要求事項を示す図面および基本設計説明書
- c) 技術設計あるいは施工設計の場合は以下のとおり。
- 発注者の消防に関する設計の審査承認申請書（他の業者に委任する場合は委任状を添付すること）
 - 権限機関による計画承認書の写し
 - プロジェクト、施設の総投資額の予算概算
 - 本政令の第13条の1項、2項、3項、4項、5項、6項に規定する消防対策に関する要求事項を示す図面および技術設計説明書
- d) 建設地の承認申請書類は以下のとおり。
- 発注者の消防に関する施設建設地の承認申請書（他の業者に委任する場合は委任状を添付すること）
 - 建設予定地の合法性を明記する書類の写し
 - 耐火グレード、建設予定施設から周辺施設への距離、風向、グラウンドレベル等、消防に関する情報を含む当該の敷地の現状を明記する図面や関連資料
- d) 消防の安全保障上の特別な条件が求められる自動車両の技術設計の場合は下記のとおり。
- 投資者、車両所有者の消防に関する設計の審査承認申請書（他の業者に委任する場合は委任状を添付すること）
 - 権限機関による車両の投資／新規製造／改造許可書の写し
 - 総投資額の予算概算
 - 当該車両の稼動の特徴、火災爆発の危険性と特性；火災防止、延焼防止、火災発生時の避難と救命の条件；電気システム、燃料システム、エンジンに対する消防の安全保障対策；火災検知システム、消防システム、その他の消防用機械設備；火災爆発の危険性のあるガスや液体の漏れ検出と対応するシステム等を含む消防の安全保障策を示す図面および技術設計説明書

4. 消防に関する設計の審査承認手順

- a) 消防警察機関は、プロジェクト、施設の技術設計書類あるいは施工設計書類の消防に関する設計を審査承認する。計画設計プロジェクトの1:500図およびプロジェクト、施設の基本設計書類について、消防警察機関は消防対策について書面をもって回答する責任を有する。
- b) 本政令に附属の附属書IVの14、16、20に挙げる火災爆発の危険性のある施設は、設計する前に消防警察機関による建設地の承認書を取得しなければならない。
- c) 消防の安全保障上の特別な条件が求められる自動車両の場合、消防警察機関はその技術設計書類の消防に関する設計を審査承認する。

5. 消防に関する設計の審査承認の処理期間

消防に関する設計の審査承認の処理期間は、合法的書類一式を受領してからの期間で、具体的には以下のとおり。

- a) 計画設計プロジェクト：10営業日以内
- b) 施設の建設地承認：5営業日以内
- c) 基本設計：グループAのプロジェクトの場合は10営業日以内、グループBとCのプロジェクトの場合は5営業日以内
- d) 技術設計あるいは施工設計の図面：グループAのプロジェクトや施設の場合は15営業日以内、グループBとCのプロジェクトや施設の場合は5営業日以内

グループA, B, Cのプロジェクト、施設の区分は建設投資プロジェクトに関する政府の規定に従う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください。

d) 消防の安全保障上の特別な条件が求められる自動車両の技術設計：10 営業日以内

6. 本政令に附属の附属書 IV に該当しないプロジェクト、施設は、新設、改造または使用目的変更の場合、消防に関する基準、技術基準の規定に従って消防の条件に適合するように設計しなければならないが、これらの消防に関する設計の審査承認は必須としない。

7. 計画設計プロジェクトの消防に関する設計の審査承認の内容は、本政令の第 12 条の 1 項、2 項、3 項、4 項の規定に従い、施設設計の場合は本政令の第 13 条の 1 項、2 項、3 項、4 項、5 項、6 項に従うこと。

消防に関する設計の審査承認結果は、プロジェクトの検討、承認および建設許可書発行の根拠となる。

8. 公安省は、消防の安全保障上の特別な条件が求められる自動車両、プロジェクト、施設の消防に関する設計の審査承認の権限付与について定め、また消防に関する設計の審査承認の内容および手順について指導する。

9. 財務省は、消防に関する設計の審査承認に関わる手数料の徴収とその運用について公安省と合意し、統一する。消防に関する設計の審査承認手数料は、当該プロジェクト、施設、自動車両の総投資額によって確定される。

第 16 条. 発注者、自動車両の所有者、プロジェクトのコンサルティング業者、施工監理業者、設計コンサルティング業者、施工業者、プロジェクト承認機関、建設許可証の発行機関および消防警察機関の施設の建設投資に関する責任

1. 発注者、自動車両の所有者の責任

a) 本政令第 15 条 1 項の規定に従って設計図（案）を作成する。消防の安全保障上の特別な条件が求められる自動車両および本政令の附属書 IV に該当するプロジェクト、施設について、消防に関する設計の審査承認関連書類を消防警察機関に提出すること。

b) 審査承認された設計の通りに施工工事、検査、監理を行う。工事中に消防に関する設計を変更する場合、その事由について説明するか追加設計を行い、再度審査承認を受けること。

c) 消防の安全保障上の特別な条件が求められる自動車両および本政令の附属書 IV に該当するプロジェクト、施設に対する消防に関する検査を実施する。

d) 本政令に附属の附属書 III に該当する施設および消防の安全保障上の特別な条件が求められる自動車両について、その施設のトップ（最高責任者）、車両所有者は、稼動開始前に消防警察機関に対し消防の安全保障について通知すること。

d) 施設の建設工事から検査および引渡しまでの期間中に消防の安全性を保障すること。

2. プロジェクトコンサルティングと施工監理業者の責任

発注者とコンサルティング業者間で締結した契約書の消防に関する条項の通りに実施することに法律上の責任を負う。

3. 設計コンサルティング業者の責任

a) 消防に関する条件を満たした設計を行い、当該施設の建設工事期間中およびその後の使用期間中に設計したものについて責任を負う。

b) 据付工事実施中に設計者巡検を行う。

c) 消防に関する検査に立ち会う。

4. 施工業者の責任

a) 審査承認された消防に関する設計の通りに施工すること。

b) 管轄範囲における施工工事を実施してから引渡すまでの期間中の消防の安全を保障すること。

c) 竣工図を作成し、当該施設の検査のために必要な資料等を準備し、その検査に立ち会うこと。

5. プロジェクト承認機関および建設許可証発行機関の責任

a) 本政令に附属の附属書 IV に該当するプロジェクト、施設の承認機関は、承認前に、プロジェクトや施設により消防に関する設計の審査承認認定書、建設地承認書、消防警察機関の消防の対策等が必要になる。

b) 建設許可証の発行機関は、本政令に附属の附属書 IV に該当するプロジェクトや施設について、許可する前に発注者に対し、消防警察機関の消防に関する設計の審査承認認定書の提示を要請する責任を有する。

6. 消防警察機関の責任

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- a) 全体計画設計書類、基本設計書類の消防対策案を審査し、回答する。施設の建設地を承認する。本政令に附属の附属書 IV に該当するプロジェクト、施設および消防の安全保障上の特別な条件が求められる自動車両の技術設計書類あるいは施工設計書類の消防に関する設計の審査承認を行う。
- b) 消防用の機械設備等の検定、建設工事中の消防の安全検査を行う。
- c) 権限範囲において、消防の安全保障上の特別な条件が求められる自動車両、プロジェクト、施設の消防に関する検査を行う。

第 17 条. 消防に関する検査

1. 消防の設計が審査承認された消防の安全保障上の特別な条件が求められるプロジェクト、施設、自動車両は、立ち上げる前に、当該の発注者、車両所有者により消防の検査が行われる。

消防に関する検査は、部分検査、段階別検査、項目別検査および引渡検査を含む。消防の安全保障上の特別な条件が求められる施設や自動車両に見落とした部分がないか検査したのちに次の業務を行うこと。

2. 消防に関する検査手続き

a) 本政令第 15 条 2 項に規定されるものは、使用開始前に発注者や車両所有者により消防に関する検査が行われる。また、車両所有者は以前審査承認を行った消防警察機関に対し、消防の検査を行うよう依頼すること。

b) 消防に関する検査書類は以下のとおり。

- 消防警察機関の消防に関する設計の審査承認認定証の写し
- 施設、自動車両に取付られる消防用の機械設備の検定証明書の写し
- 消防システムとその各項目の部分と全体の試験検査記録書
- 審査承認された設計図に適した消防システムおよびその関連項目の竣工図
- 施設、自動車両の消防システムと機械設備の運転、メンテナンスの手順書と関連資料
- 消防関連システム、措置の完成引渡文書

上記の文書や資料には発注者、車両所有者、施工業者、設計コンサルティング業者の確認が必要とされる。外国語による書類の場合はベトナム語に翻訳しなければならない。

c) 消防警察機関は、下記事項に基づいて消防の検査を行う。

- 発注者、自動車両の所有者が用意した消防に関する検査書類の内容および合法性の検査
- 施設、自動車両の消防用の機械設備等が審査承認された設計通りに施工、取付けられたかの検査
- 必要に応じて、施設、自動車両の消防用の機械設備等の実際の運転状況を確認するための試験検査

d) 消防警察機関は、検査記録書が決裁されてから 7 営業日以内に検討し、条件に適合した場合は消防に関する検査書を発行する責任を有する。

d) 消防警察機関の消防に関する検査書は、発注者が消防の安全保障上の特別な条件が求められる施設、自動車両の検査、決裁および使用開始を判断するための一つの根拠となる。

第 18 条. 消防の安全検査

1. 消防の安全検査項目は以下のとおり。

- a) 消防法の規定、本政令の規定および関連する法規に従う施設、住宅地、世帯、森林、自動車両の消防に関する安全状況
- b) 消防法の規定、本政令の規定および関連する法規に規定する消防に関する各対象者の責任の遂行状況
- c) 消防法の規定、本政令の規定、各基準、技術基準、関連する法規、消防警察機関の消防上の条件の執行状況

2. 消防の安全検査は、常時、定期的、臨時的に下記の規定に従って実施される。

- a) 施設のトップ（最高責任者）、村レベル人民委員会の委員長、自動車両の所有者、森林所有者、世帯主は、各々の管轄範囲において消防安全の常時検査、定期的検査、臨時的検査の実施について責任を負う。
- b) 機関、組織のトップ（最高責任者）、県レベル以上の人民委員会の委員長は、各々の管轄範囲において消防安全の定期的検査、臨時的検査の実施について責任を負う。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

c) 消防警察は、火災爆発の危険性のある施設および消防の安全保障上の特別な条件が求められる自動車両に対して四半期ごとに、または6ヶ月あるいは1年に1回の頻度で消防の安全検査を行い、消防の安全性が脅かされると判断した場合、あるいは消防規定に違反した場合、若しくは特別な保護条件が求められる場合に臨時的検査を行う責任を負う。

3. 公安省は消防の安全検査手続きについて詳細に定める。

第19条. 消防の安全条件に適合しない施設、自動車両、世帯、個人の事業活動の一時停止と廃止

1. 事業活動が一時停止される場合は以下のとおり。

a) 火源、熱源が火災爆発を引き起こす危険な環境、あるいは火源、熱源に火災爆発発生危険な環境がある場合（以下、火災爆発発生直接的なリスクという）

b) 消防規定に違反した行為が改善されないことで火災爆発を直接的に起こす危険性があり、かつ特別に重要な影響を与える可能性がある場合

c) 消防規定に違反して消防警察機関からその克服を命令されたが克服しない場合、あるいは以前消防に関する違反に対する行政処分を受けたが再度違反した場合

2. 事業活動の一時停止の適用範囲は最小限のものとし、火災爆発発生直接的なリスクがある事業活動あるいは消防規定に違反した事業活動のみ事業活動を一時停止させること。

3. 事業活動の一時停止期間は、火災爆発の発生直接的なリスクの排除能力、消防の違反の克服能力に基づいて確定されるが、その期間は30日以内とする。

4. 施設、自動車両、世帯、個人の事業活動が本条第1項の規定により一時停止されたが、その一時停止期間が過ぎても克服しない、あるいは克服できず、かつ深刻な悪影響を与える火災爆発が発生する可能性がある場合は、その事業活動は廃止される。事業活動の廃止は、当該の施設、自動車両、世帯、個人の事業活動の全部または一部に対し適用される。

5. 書面をもって事業活動一時停止または廃止を決定する。緊急事態においては口頭による事業一時停止の決定を発することを可能とするが、その直後に書面による決定を出さなければならない。

施設、機関、組織のトップ（最高責任者）、世帯主、自動車両の運転者または所有者および個人は、事業活動の一時停止決定を受けたときに、迅速に履行し、かつ最短期間で火災爆発発生直接的なリスクを排除する、あるいは消防規定の違反を克服する責任を有する。

6. 事業活動の一時停止、廃止の決定権限は以下のとおり規定される。

a) 公安大臣あるいはその代理人は、全国における施設、自動車両、世帯、個人の一部または全部の事業活動の一時停止や廃止の決定権を有する。

b) 各レベルの人民委員会の委員長は、管轄範囲に於ける施設、自動車両、世帯、個人の一部または全部の事業活動の一時停止や廃止の決定権を有する。

c) 消防救助警察局長、地方の消防警察機関の長は、各々の管轄範囲に於ける施設、自動車両、世帯、個人の一部または全部の事業活動の一時停止や廃止の決定権を有する。

d) 消防警察の職員、隊員は、本条第1項 a)に規定する場合において事業活動を一時停止させることができる。この場合、一時停止させた直後に速やかに直接管理者に事業活動の一時停止の決定を通知しなければならない。

7. 公安省は、事業活動の一時停止、廃止の決定の様式およびその手続きについて詳細に定める。

第20条. 施設、自動車両、世帯および個人の事業活動の再開

1. 事業活動の一時停止期間中に火災爆発発生直接的なリスクの排除、あるいは消防規定に違反した行為の克服が判断された場合、再開許可申請書を作成し、事業活動一時停止決定を下した権限者に提出し、事業活動再開の検討および決定を仰ぐ。

2. 施設、世帯、自動車両、個人が事業活動の一時停止を受けて、その後、消防上の安全条件に適合し、かつ事業活動の再開を希望する場合、再開許可申請書を作成し、事業活動一時停止決定を下した権限者に提出し、事業活動再開の検討および決定を仰ぐ。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください。

3. 事業活動再開の決定は書面をもって下すこと。権限者が口頭により一時停止決定を下した後、火災爆発発生 of 直接的なリスクあるいは消防規定の違反行為が排除／克服された場合は、口頭により事業活動の再開決定を下すことができる。
4. 事業活動の一時停止の決定を下す権限者はその事業活動の再開決定を下すことができる。
5. 公安省は事業活動の再開決定の様式およびその手続きについて詳細に定める。

第三章

消火

第 21 条. 消火対策

1. 消火対策は、下記の要求事項の対応および基礎内容を確保しなければならない。
 - a) 火災、爆発、有害に関する危険性、性質、特徴および消火活動に関わる条件（環境）を特定できること。
 - b) 最も複雑なケースおよび発生可能な典型的なケース、各レベルによる火災成長の可能性を提示すること。
 - c) 各ケースの各段階に応じた部隊、機械器具等の動員と使用、消火業務の指令、技術的措置、戦略およびその他消火のための業務の指導等の計画を提示する。
2. 消火対策確立の責任
 - a) 消防安全確保上の特別な条件が求められる村レベルの人民委員会委員長、施設のトップ、集落の長、森林所有者、自動車両の所有者は、各々の管轄範囲において、現場の人力および機械器具等を使用する消火対策案（以下、「施設の消防対策」という）の策定について責任を有する。原子力施設のトップは、原子力法第 82 条第 2 項の a), b), c) に規定する原発事故を起こす火災爆発事態に対する救難救助・消火の対策の策定について責任を有する。

本項 b) の公安省が規定したリストに該当する村レベルの人民委員会委員長、施設のトップ、住宅地のトップは、公安省の指導に基づき、管轄する住宅地および施設の消火対策の策定について消防警察当局と連携する責任を有する。
 - b) 消防警察当局は、複数の機関、組織、地方の消防警察部隊の人力および機械器具等の動員を必要とする施設、住宅地に対する消火対策の策定について責任を有する（以下、「消防警察部隊の消火対策」という）。

公安省は、消防警察当局の責任により消火対策が策定される施設および住宅地のリストを定める。
 - c) ある省と隣接する中央直轄市または省の人民委員会は、隣接管轄地区で発生した大火災や人・財産に深刻な影響を与える危険性のある火災の消火に参加する部隊と機械器具等の動員、および組織編成のための消火対策の策定について連携、指導する責任を有する。
 - d) 原子力施設が所在する省の人民委員会の委員長は、原子力法第 82 条 2 項 d) に規定する、原発事故を起こす火災爆発に対する救難救助・消火の対策の策定を主管する責任を有する。また、省・中央直轄都市と隣接する地区に所在する施設、森林の消防に参加する部隊の調整と組織編成案を策定する責任を有する。
 - d) 公安省は、原子力法第 82 条 2 項 d) に規定する原発事故を起こす火災爆発事態に対する救難救助・消火の対策の策定について、科学技術省、商工省、保健省、国防省、該当する原子力施設を管轄する省の人民委員会および関連機関、組織と連携し、主管する。
 - e) 消火対策は、火災、爆発、有害に関する危険性、性質、特徴および消火活動に関わる条件の変更にしたがって、即時に修正、補足される。
3. 本条第 2 項の a), c) の規定に従って策定される消火対策は、当該施設で保管管理され、その写しは当該地区を管轄する消防警察署に提出される。本条第 2 項の b), d) の規定に従って策定される消火対策は、当該区域を管轄する消防警察署にて保管管理され、その写しは対策を策定した施設、村レベルの人民委員会に送付される。消火対策に該当する部隊や機械器具等を管理する機関、組織は彼らの任務に関わる内容について周知される。
4. 消火訓練実施の体制および責任
 - a) 本条第 2 項の a) の規定に従って策定される消火対策は、最低年に 1 回の頻度で定期的訓練を行い、また要請された場合には臨時的訓練を行う。
 - b) 本条第 2 項の b), c), d) の規定に従って策定される消火対策は、要請を受けて訓練を実施する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

c) 各機関、組織の長、村レベル人民委員会の委員長は、消火訓練の開催について責任を有する。本条第2項のb), c), d)の規定に従って策定される消火対策は、消防へ参加する部隊や機械器具等を動員するために消防警察当局と協議し統一しなければならない。

d) 消火対策に該当する部隊や機械器具等は、動員される際に十分に参加しなければならない。

5. 消防警察当局は、消火対策の策定、訓練、管理、利用の指導および確認について責任を有する。

6. 公安省は、施設の消火対策の様式および消防警察部隊の消防対策の様式を定め、消火対策承認の権限および訓練実施期日を定める。消防警察当局が消火対策を策定する際に関わる期間、組織、世帯および個人の責任について詳細に定め、また消防警察部隊の消火訓練体制を定める。

第22条. 火災警報、消火および消火への参加の責任

1. 火災を発見した者は、何らかの方法で周辺の者および下記のすべてまたは一つの機関に通報しなければならない。

a) 火災発生地の人防衛隊または施設／専門分野の消防隊

b) 一番近い消防警察署

c) 管轄地方の政権機関あるいは一番近い公安機関

2. 本条第1項に規定する機関、組織は、管轄地方において火災の通報を受けた際に、即時に火災現場での消火活動を展開し、他の機関、組織からの支援を受けるように通知する。管轄しない地方において火災が発生した場合、火災の通報を受けた際に、対応をしてもらうために即時に何らかの方法で火災発生地を管轄する機関、組織に通知し、および上司に報告すること。

3. 火災発生地に居た健康な者は、人命救助、延焼防止および消火のためにすべての方法で対応する。消火へ参加する者は、指令者の命令に従わなければならない。

4. 公安、軍隊、自衛民軍の部隊、および医療、電力、給水、都市環境、交通の機関その他の関連機関は、消防法第33条の第2項、第3項、第4項の規定に従って消火および消火への参加の任務を有する。

第23条. 優先車、軍隊、国際機関、ベトナムにおける海外の組織、個人の人力と機械設備等の消火への動員

1. 軍隊の人力および機械設備等は、緊急任務を遂行しないときは、消火のために動員することがある。軍隊の指令者は、消火のために人力および機械設備等の動員の命令を受けた時は、直ぐに執行するか、権限を持つ機関に報告し、実施を指導してもらう。

公安省は、消火のために軍隊の人力および機械設備等の動員の詳細指導について国防省と連携し、それを主管する。

2. 消火のために、下記の車両を動員しないこと。

a) 緊急任務の遂行中の軍隊専用車、公安専用車

b) 救急任務の遂行中の救急車

c) 堤防保護専用車、災害あるいはその他法律に規定する緊急事態の対応車両

d) 警察官の誘導による車列

d) 霊柩車

e) その他法律の規定により優先される車両

3. 消火のために、国際組織、ベトナムにある海外の組織・個人の者と機械設備等を動員することができる。但し、法律法規に従って優遇措置や免除を受ける国際組織、海外の組織・個人の場合を除く。

外務省は、優遇措置や免除を受ける国際組織、ベトナムにある海外の組織・個人について公安省に報告する責任を有する。

第24条. 消火のために部隊、機械設備等および財産を動員する裁量権

1. 消火のために部隊、機械設備等および財産を動員する裁量権は、下記のとおり規定される。

a) 消防警察官、機関・組織の長、村レベル以上の人民委員会の委員長である消防指令者は、各々の管轄範囲において、各機関、組織、世帯および個人の財産、人力、機械設備等を動員する権限を有する。管轄範囲外の財産、人力、機械設備等の動員が必要な場合は、権限者にその旨を報告し、決定を仰ぐ。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- b) 地方の消防警察当局の長は、管轄地方の範囲内にある機関、組織、世帯および個人の財産、人力、機械設備等を動員する権限を有する。動員した後、当該財産、人力（部隊）、機械設備等の管理裁量権を有する者に報告すること。
- c) 救難救助・消防警察局長は、全国の機関、組織、世帯および個人の財産、人力、機械設備等を動員する権限を有する。動員した後、当該財産、人力（部隊）、機械設備等の管理裁量権を有する者に報告すること。

2. 公安省は、消火への人力（部隊）・財産・機械設備等の動員指令の様式、管理使用体制および動員手続きについて定める。

第 25 条. 消火へ動員した財産、機械設備等の返還および損害賠償

消火のために動員された機関、組織、世帯および個人の財産と機械設備等は、消火終了後速やかに返還される。動員された財産や機械設備等が紛失や故障した場合、または消防法第 38 条第 1 項の c), d) の規定により破壊された家屋や建築物の場合は、法律に従って賠償される。

この賠償費用は国家予算から支出される。

第 26 条. 消火のために動員された者や機械設備等の優先権およびその優先権の保障

1. 消火任務の遂行および消火のために移動する消防警察部隊の車両、船舶、航空機その他自動車等は、優先信号を使用することができ、また通行優先権、その他法律による優先権を受けることができる。

消火任務の遂行のために動員される各機関、組織、個人の自動車等は、消防法第 36 条第 2 項 b) に規定する優先権を受け、橋やフェリーを利用する際も優先され、通行料金も無料とされる。

2. 交通機関における交通手段の持ち主または運転者あるいは関係者は、消火任務の遂行のために動員される者が動員令状を提示した場合は、可能な限り優先的に通行させるよう対応すること。

第 27 条. 消火用の信号、標識、バンド

消火用の信号、標識、バンドは以下のとおり。

1. 消火優先フラグ、消火指令委員会の司令旗
2. 消火監督者マーク
3. 消火エリアの標示看板、トラバリケードテープ
4. 消火エリアの立ち入り禁止標識

消火用の信号、標識、バンドの規格は本政令に附属する付属書 VI に規定される。

第 28 条. 消火指令者

1. 消防警察部隊を指揮する消火指令者は、火災発生現場に居る消防警察の役職の最高位者とする。
2. 消防警察部隊が火災発生地に到着せず、火災が他の施設や住宅地に延焼した場合、またはその逆の場合、その施設と住宅地の消防指令者は、消防指令の連携について責任を有する。
3. 火災現場に消防警察部隊が到着していない場合、自動車両の消防指令者は、現地の各施設、集落、森林の消防指令の責任者と連携し、消防の指令を行うこと。
4. 消防警察部隊の最高位の役職者が火災発生の現地に到着したとき、消防法第 37 条第 2 項に規定する消火指令者は消防指令委員会に参加し、かつ、消防警察部隊の消防指令者の役割分担に従うこと。

第 29 条. 消火の指令・指導の任務

1. 消火指令の任務
 - a) 消火のための人力（部隊）、機械器具等、財産、水源および消火剤の動員
 - b) 消火対象区域の特定、技術的／戦略的消防対応措置の提示とその実施の指導
 - c) 通行秩序確保上の要求事項の提示
 - d) 消火のための資材調達、消防業務、医療業務の指導
 - d) 消火のための情報通信の指導
 - e) 消火上の政治思想業務の指導

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください。

g) 火災事件の報道に関する指導

h) 消火に関するその他の要求事項の提案

2. 消火指導の任務とは、消火のために部隊（人力）、車両、機械設備等、器具、資材、水源および消火剤の動員を実施指導すること、通行、秩序、情報通信、資材調達、医療、消火上の政治思想等、消火のための条件を確保することである。

3. 消防警察部隊が火災現場に到着していないとき、各機関、組織の長または村レベル以上の人民委員会の委員長は、本条第 1 項と第 2 項に規定する任務を遂行する責任を有する。消防警察部隊が火災現場に到着したとき、消防警察部の指令者は本条第 1 項に規定する任務を遂行する責任を有し、また各機関、組織の長および村レベル以上の人民委員会の委員長は、消火指令に参加し、本条の第 2 項に規定する消火指導の任務を遂行する責任を有する。

第 30 条. 消火のための家屋、建築物、障害物の破壊および財産の移動の決定権が発動できる緊急事態

消防警察部隊の消火指令者は、下記の緊急事態において、消防法第 38 条第 1 項 d) に規定する家屋、建築物、障害物の破壊および財産の移動の決定権を発動することができる。

1. 人が火災に囲まれたとき、または火災が複数の人命を脅かすとき

2. 即時に防止予防策を行使しないと、爆発や有害を起こす直接的危険がある、環境に悪影響を与える危険がある、人的財産的に重大な影響を与える危険性がある、政治的に悪影響を与える可能性があるとき

3. 消火業務を展開する上で障害となる家屋、建築物、障害物で、より効果的な消防方法がないとき

第 31 条. 駐在外交機関の事務所、領事館、国際機関の駐在事務所、およびこれらの機関の職員の住宅の火災発生時の消防

1. ベトナムの消防部隊は、下記の機関のトップあるいは代行者の要請または承諾によって、当該の事務所に立入ることができる。

a) 駐在外交機関の事務所

b) 領事機関の事務所（ベトナム国と締結した領事協定に消防部隊が当該機関の最高責任者または代行者の要請あるいは承諾によって消火のために立入ることができると規定される場合）

c) 国連に属する国際機関の駐在事務所

d) 国連に属さない国際機関の駐在事務所、国際機関の各団体（ベトナム国と締結した条約に消防部隊が当該機関の最高責任者または代行者の要請あるいは承諾によって消火のために立入ることができると規定される場合）

2. ベトナム国の消防部隊は、本条第 1 項に規定しない領事館、国際機関の駐在事務所の場合、消火のためにこれらの機関のトップ（最高責任者）あるいは代行者の要請や承諾を得ない場合も立入ることができる。

3. ベトナム国の消防部隊は、下記の者の住宅を消火するために、彼らが要請または承諾した場合に立入ることができる。

a) 外交官および外交官のベトナム人でない家族の住宅、総務やエンジニアリングの職員および彼らのベトナム人でないまたはベトナムに常駐しない家族の住宅

b) ベトナム人でないまたはベトナムに常駐しない領事官の住宅（ベトナム国と締結した領事協定に消防部隊が当該機関の要請あるいは承諾によって消火のために立入ることができると規定される場合）

4. ベトナム国の消防部隊は、本条第 3 項に規定しない領事館、国際機関の駐在事務所の職員の住宅を消火するために、彼らの要請や承諾を得ない場合も立入ることができる。

5. 外務省は本条第 1 項の b), c), d) と第 3 項の b) に規定する対象物について公安省に通知すること。

第四章

消防部隊の組織編成

第 32 条. 人民防衛部隊および施設／専門の消防部隊の組織編成とその管理

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください。

1. 集落、村落、山村、散村、丁目（以下、「集落」という）の長は、集落の人民防衛隊設立を提案し、その活動を維持することに責任を負う。管轄面積の広い集落における人民防衛隊は、複数の人民防衛班から構成されることもある。村レベルの人民委員会委員長は、人民防衛隊の設立決定、運用規則の制定、経費の確保、機械器具等の整備および人民防衛隊の活動維持のための環境・条件の確保について責任を負う。

2. 施設のトップは、施設の消防隊の設立または設立の提案を行い、消防の専任または非専任でチームの運営を維持する責任を負う。消防法第 44 条の 3 項に規定する施設のトップは、施設の消防隊の設立または設立の提案を行い、消防の専任としてチームの運営を維持する責任を負う。工業団地、輸出加工区、ハイテクパークのインフラ施設の発注者は、施設の消防隊を設立し、消防の専任としてチームの運営を維持する責任を負う。

施設を直接管理する機関、組織のトップは、施設の消防隊および専門消防隊の設立決定、運営規則の制定、経費の確保、機械器具等の整備および人民防衛隊の活動維持のための環境・条件の確保について責任を負う。

3. 消防警察当局は、人民防衛部隊、施設／専門分野の消防部隊に対し、消防に関する業務および専門知識について指導、検査の責任を負う。

4. 人民防衛隊、施設／専門分野の消防隊の組織編成と定員数

a) 人民防衛隊は 10 人から 30 人までで編成され、チームリーダーと 1、2 名のサブリーダーを置く。

b) 施設の消防隊は 10 人から 25 人までで編成され、チームリーダーと 2、3 名のサブリーダーを置く。

c) 専門消防隊の組織編成は公安省の規定に従う。

第 33 条. 消防ボランティア

1. 消防活動にボランティアとして任意に参加する個人は、居住地の村レベル人民委員会あるいは勤務先を管轄する機関・組織に登録しなければならない。登録を受けた村レベル人民委員会、機関、組織は一覧表を作成して当該地域を管轄する消防警察当局に提出する。

消防活動にボランティアとして任意に参加する団体は、当該地域を管轄する消防警察当局に登録しなければならない。

2. ボランティアとして消防活動の任意参加に登録した団体、組織は、任務の遂行にあたり人民防衛隊、施設／専門分野の消防隊のリーダー、サブリーダーあるいはその他の規定による権限者の指導を受ける。

第 34 条. 人民防衛隊、施設／専門分野の消防隊のメンバーおよび職員に対する消防業務の教育訓練

1. 人民防衛隊、施設／専門分野の消防隊のメンバーおよび職員は、下記事項に沿って消防業務の教育訓練を受ける。

a) 対象者別の消防に関する知識および法律に関する知識

b) 消防運動の宣伝およびその構築の方法

c) 防火対策

d) 消防対策の策定と訓練の方法、消火の対策、作戦、技術

d) 消防用の機械器具等の保管、使用の方法

e) 消防安全の検査方法

2. 専門消防隊のリーダーは、消防専攻の専門学校以上を卒業するか、または事業内容に適した専門知識の研修を受けていること。

3. 公安省は、消防の教育訓練のプログラム、内容、実施期間について詳細に案内し、本条第 1 項に規定する対象者に消防業務の研修終了証の発行や終了証の様式について詳細に定める。

第 35 条. 消火に参加する者、人民防衛隊、施設／専門分野の消防隊のメンバーおよび職員に対する制度、政策

1. 権限を持つ者の召集命令や動員令により直接消火に動員、召集されて消防に従事した者は、下記の制度を受けることができる。

a) 消火の時間が 2 時間未満の場合は、基本給の半日分の報酬が支給される。

b) 消火の時間が 2 時間から 4 時間未満の場合は、基本給の 0.75 日分の報酬が支給される。

c) 消火の時間が 4 時間以上あるいは数日の場合は、1 日分の報酬が支給される。夜間の時間帯（22 時から翌日の 6 時まで）に消火に参加した場合は、上記の計算金額の 2 倍の報酬が支給される。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

d) 事故や負傷を受けた場合、診察や治療に関わる費用が支払われる。医学鑑定評議会が事故による労働能力喪失と判断した場合、その労働能力喪失率に応じて手当ての支給が検討される。死亡の場合、死亡手当ておよび葬儀費用が支給される。これらの制度による支給金は、社会保険、医療保険の組織より規定に沿って支給される。なお、医療保険や社会保険に未加入の者の場合は、地方の予算あるいは所属機関、組織から支給金を確保する。

d) 革命功績者の負傷に対する優遇措置に関する法令の規定の一つに該当する場合は、傷病兵または傷病兵同等の制度の適用が検討される。

e) 革命功績者の死亡に対する優遇措置に関する法令の規定の一つに該当する場合は、戦死者の適用が検討される。

2. 地方省、中央直轄都市の人民委員会委員長は、管轄地方の実状に基づき、同格の人民評議会に対し、人民防衛隊のリーダー、サブリーダーに対する特別手当ての支給金額を提案し、決定を仰ぐ。なお、この特別手当ては基本給の25%以上とされる。

3. 施設の消防隊の非専任のリーダー、サブリーダーは、給料および手当て（あれば）のほか、所属機関、組織より特別手当てが支給される。機関、組織のトップは、実状に基づき、役職別の手当ての金額を決定する。なお、この手当ては基本給の30%以上とされる。

4. 人民防衛隊のメンバーと職員は、消防業務の教育訓練を受ける際に、1日あたり基本給の1.5日分の手当てが支給される。施設／専門分野の消防隊のメンバーと職員は、消防業務の教育訓練を受ける際は、有給休暇（その他の手当てを含む（あれば））扱いになり、1日あたり基本給の0.5日分の報酬が支給される。

5. 本条第4項に規定する対象者が、消防業務の教育訓練の際に事故、健康被害を被るまたは死亡した場合、社会保険制度の適用を受け、強制加入の社会保険に加入していない場合は地方の予算または所属機関、組織が確保する。

6. 労働傷病兵社会省は、本条の第1項のd), d), e)および第4項、第5項の細則案内について、公安省、財務省その他関連機関と連携し、主管する。

第36条. 消防活動への参加における人民防衛部隊、施設／専門分野の消防部隊の動員

1. 消防活動への参加における人民防衛部隊、施設／専門分野の消防部隊の動員の権限は以下のとおり規定される。

a) 各級の人民委員会委員長、機関・組織のトップは、管轄範囲において、人民防衛隊、施設／専門分野の消防隊を動員することができる。

b) 地方の消防警察署の署長は、管轄範囲において、人民防衛部隊、施設／専門分野の消防部隊を動員することができる。

c) 消防救助救済警察局長は、全国の人民防衛部隊、施設／専門分野の消防部隊を動員することができる。

2. 人民防衛部隊、施設／専門分野の消防部隊の管轄権限を有する者は、消防活動への動員の決定を受けて執行しなければならない。

3. 公安省は、人民防衛部隊、施設／専門分野の消防部隊の動員の決定書の様式、管理使用体制とその手続きを定める。

第37条. 消防警察部隊の士官、下士官、隊員に対する制度、政策

消防警察部隊の士官、下士官、隊員は、人民警察部隊の士官、下士官、隊員に規定される制度、政策を享受できるほか、訓練と消火作業時に高栄養の給食が支給され、また国家の規定により特別に疲労・危険・有害な職業リストに対する制度を享受できる。消防警察部隊の職員は、公安部隊の職員と同等の制度、政策を享受できる。

第五章

消防用の機械器具等

第38条. 消防用の機械器具等

1. 消防用の機械器具等は、本政令の附属書Vに規定される消防、人間・財産の救命／救護専用の自動車、設備、機械、器具、化学物質、補助具がある。

2. 消防警察部隊の消防用機械は、消防用の自動車、船舶、航空機を含む。

3. 消防警察部隊の消防車は、消火剤噴消防車、消防用の人員・資材搬送車、送水車、はしご車、その他消防の目的で使用する車両を含む。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

4. 国内製造または輸入の消防用の機械器具等は、下記の条件を満たさなければならない。

a) 消防用の設計上の技術仕様を満たすこと。

b) ベトナムの基準、技術基準あるいはベトナムにおいて適用される外国基準および国際基準に適合すること。

5. 新規に国内製造または輸入する消防用の機械器具等は、公安省の規定に従って、品質、品種、モデルについて検査／検定を受けなければならない。

6. 国内において組立または改造される消防用の機械器具等について、権限を持つ消防警察当局からの許可が必要であり、また公安省の規定に従って、品質、品種、モデルについて検査／検定を受けなければならない。

第 39 条. 消防警察部隊に対する機械器具等の装備

消防警察部隊には、数量・品質・統合性・現代性および、あらゆる分野におけるすべての事態に対応できる消防と救命上の要求事項、国家予算の能力に応じた適正性が確保される消防用の機械器具その他の設備等が装備される。

公安省は、消防警察部隊に対する消防用の機械器具の装備に関する基準、限度について定める。

第 40 条. 消防用の機械器具等の管理と取扱い

1. 消防用の機械器具等は、規定に沿って管理、保持、修理され、何時でも消火対応可能な状態を確保しなければならない。また、消防用機械は下記の目的に使用される。

a) 政治的治安の保障業務

b) 社会安全秩序の保障業務

c) 被害者の救助、事故の緊急対応

d) 災害防止と災害による被害の対応

2. 公安省の大臣あるいはその代行者、省レベル人民委員会の委員長は、管轄範囲において本条第 1 項に規定する目的で使用する消防用機械（自動車両）を動員することができる。

3. 救助救済防災警察局長、省レベル消防警察局長、省レベル公安局に属する救助救済防災警察部の部長は、管轄範囲において本条第 1 項の b), c), d) に規定する目的で使用する消防用機械（自動車両）を動員することができる。

4. 各機関、組織のトップは、管轄範囲において本条第 1 項の c), d) に規定する目的で使用する消防用機械（自動車両）を動員することができる。

5. 公安省は、消防用の機械器具等の管理、保管、保守、使用に関する規制を定め、またその実施について各省庁、産業（分野）、地方に指導する。

第六章

消防のサービス業

第 41 条. 消防に関する設計業務、審査業務、監理業務、技術的検査・検定業務のコンサルティングを行う企業、事業者に対する条件

1. 企業のトップまたは事業者の法的代表者は、消防関連の証明書や研修終了証を取得しなければならない。

2. 企業や事業者が消防サービス業を行うためには資格を持つ者が居ること。具体的には、

a) 本政令の第 47 条第 3 項 b) と c) に規定される消防に関する設計業務、審査業務、監理業務、技術的検査・検定業務のコンサルティングの資格認定証の取得者が 1 人以上配属されること。

b) 本政令の第 47 条第 4 項に規定される消防に関する設計業務、審査業務、監理業務、技術的検査・検定業務の主任者が 1 人以上配属されること。

3. 消防に関する設計業務、審査業務、監理業務、技術的検査・検定業務のコンサルティングを行うための場所、設備、機械器具等の確保ができること。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください。

第 42 条. 消防分野の技術移転に関するコンサルティング業務、消防業務の指導・訓練の業務を行う企業、事業者に対する条件

1. 企業のトップまたは事業者の法的代表者は、消防関連の証明書や研修終了証を取得していなければならない。
2. 消防専攻の大学を卒業した、或いは事業内容に適した専攻の大学を卒業しかつ 6 ヶ月以上の消防研修コースを受けた者が 1 人以上配属されること。
3. 技術移転のコンサルティング業務を行うための場所、設備、機械器具等の確保ができること。消防業務の指導・訓練の業務を行うための場所、設備、機械器具等の確保ができること。

第 43 条. 消防システムの据付け、工事施工企業、事業者に対する条件

1. 企業のトップまたは事業者の法的代表者は、消防関連の証明書や研修終了証を取得しなければならない。
2. 消防システムの施工作業の監督者が 1 人以上配属されること。
3. 消防システムの据付け、工事を行うための場所、設備、機械器具等の確保ができること。

第 44 条. 消防用設備、機械器具等の製造、組立を行う企業、事業者に対する条件

1. 企業のトップまたは事業者の法的代表者は、消防関連の証明書や研修終了証を取得しなければならない。
2. 消防専攻の大学を卒業した、或いは事業内容に適した専攻の大学を卒業しかつ 6 ヶ月以上の消防研修コースを受けた者が 1 人以上配属されること。
3. 消防用の設備、機械器具等の製造、組立の活動を行うための場所、施設、設備、機械器具等の確保ができること。

第 45 条. 消防用設備、機械器具、資材を販売する企業、事業者に対する条件

1. 企業のトップまたは事業者の法的代表者は、消防関連の証明書や研修終了証を取得しなければならない。
2. 事業内容に適した消防防災研修終了証を持つ者が 2 人以上配属されること。
3. 消防用の設備、機械器具、機材を販売するための場所、インフラ施設、設備、機械器具等の確保ができること。

第 46 条. 消防サービス業を行う個人に対する条件

個人は、下記の条件を満たす場合に消防サービス業を行うことができる。

1. 事業内容に適した消防関連の証明書、終了証、認定証等を取得すること。
2. 消防サービス業を行う企業、事業者に従事する者。

第 47 条. 消防関連の証明書、終了証および、消防に関する設計、査定、技術的検査・検定の業務の主任に関する条件

1. 消防関連の証明書は以下の通り。
 - a) 消防専攻の大学卒業証明書
 - b) 消防専攻の短期大学卒業証明書
 - c) 消防専攻の大学卒業証明書
2. 消防関連の終了証や認定証は下記の通り。
 - a) 消防研修終了証
 - b) 消防の設計コンサルティングの資格認定証
 - c) 消防の審査コンサルティングの資格認定証
 - d) 消防の監理業務の資格認定証
 - d) 消防の技術的検査・検定業務の資格認定証
 - e) 消防システムの施工作業の監督者の研修終了証
3. 消防関連終了証や認定証の発行条件
 - a) 個人が消防研修終了証を取得するためには、6 ヶ月以上の消防研修コースを受けなければならない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

b) 消防に関する設計業務、審査業務、監理業務、技術的検査・検定業務の資格認定証が発行される個人は、下記の条件を満たさなければならない。

- 大学卒業、またはコンサルティング分野に適した専攻の大学の卒業、かつ消防研修修了証を取得した者。
- 消防に関する設計業務、審査業務、技術的検査・検定業務のコンサルティングの分野について 5 年以上の経験を持ち、5 案件以上の設計に携わった者。

c) 消防の監理業務コンサルティングの資格認定証が発行される個人は、下記の条件を満たさなければならない。

- 消防専攻の専門学校以上を卒業した、または監理業務コンサルティングに適した専門を持ち、かつ消防研修修了証を取得した者。
- 3 年以上消防システムの設計に携わりまたはそのシステムの施行、施行監理、据付工事に携わった経験を持ち、かつ施行監理研修を受けた者。

d) 消防監督者の資格認定証が発行される個人は、下記の条件を満たさなければならない。

- 消防専攻の専門学校以上を卒業、または事業内容に適した専門を持ち、かつ消防研修修了証を取得した者。
- 5 年以上消防システムの施行、据付けの経験を持つ者。

4. 消防に関する設計業務、審査業務、監理業務、技術的検査・検定業務の主任者は、下記の条件を満たさなければならない。

a) 本条第 3 項 b) の規定に従う消防に関する設計業務、審査業務、監理業務、技術的検査・検定業務のコンサルティングの資格認定証を取得した者。

b) 3 件以上の消防システムの設計、審査、監理、技術的検査・検定についてコンサルティングを行った者。

第 48 条. 消防サービス業の経営条件適合証明書交付の申請書類と手続き

1. 消防サービス業の経営条件適合証明書交付の申請書類は下記の通り。

- a) 消防サービス業の経営条件適合証明書の交付申請書
- b) 企業、事業者の経営登録証明書または事業登録証明書の写し
- c) 企業、事業者の消防サービス業の事業内容に合致する消防に関する終了証、認定証を取得した者のリスト（各々の終了証や認定証の写し、採用決定書または労働契約書の写しを添付）
- d) 各々の専門知識の学歴証明書の写し
- d) 経営活動を行うためのインフラ施設、設備、機械器具等の整備状況を証明する文書

2. 消防警察当局は、合法的な書類一式を受領してから 7 営業日以内に、当該企業、事業者に対し消防サービス業の経営条件適合証明書を交付しなければならない。不適格の場合、消防警察当局は、書面をもって回答し、その理由を明記しなければならない。

3. 企業、事業者は、消防警察当局からの消防サービス業の経営条件適合証明書が交付された場合のみ、消防サービスを提供することができる。

第 49 条. 消防サービス業の経営条件適合証明書の管理、取扱い、交換、再交付、回収

1. 消防サービス業を行う企業のトップまたは法的代表者は、消防サービス業の経営条件適合証明書の管理について責任を有する。消防サービス業の経営条件適合証明書の修正、削除、貸出、賃貸の行為は厳禁である。

2. 企業または事業者が破産した場合、或いは消防サービス業を廃業する場合は、消防サービス業の経営条件適合証明書が無効となる。事業停止の場合は、事業停止日から 5 日以内に消防サービス業の経営条件適合証明書を交付した消防警察当局に返還しなければならない。事業一時停止の場合は、その一時停止の理由、停止期間について当該証明書を交付した消防警察当局に書面をもって通知しなければならない。

3. 消防サービス業の経営条件適合証明書を紛失または破損した場合、または当該企業、事業者の名称、最高責任者（トップ）、法的代表者、所在地、事業内容が変更になった場合は、当該企業または事業者は、当該証明書を交付した消防警察当局に対し書面をもって再交付あるいは新規交付を申請しなければならない。

4. 下に該当する場合は、消防サービス業の経営条件適合証明書が回収される。

a) 企業または事業者が破産した場合、あるいは消防サービス業を廃業する場合

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

b) 本政令の規定に従って消防サービス業の経営条件適合証明書が交付されたが、その後経営条件が維持できない場合

第 50 条. 本政令が発効される前に消防関連の資格認定証が発行された個人および消防サービス業を行っている企業、事業者の取扱い

1. 本政令の発効日以前より消防サービス業を行っている企業、事業者は、消防警察当局に消防サービス業の経営条件適合の承認およびその適合証明書の交付を受けなければならない。
2. 消防サービス業を行う企業、事業者が本政令の発効日から 36 ヶ月以内に、本政令に規定される経営条件を満たすことができない場合は、その経営事業を停止しなければならない。
3. 消防警察当局以外の機関により消防関連の終了証、認定証が発行された者は、本政令の第 47 条第 3 項の規定に則した消防関連の終了証、認定証の更新手続きを行わなければならない。

第七章

消防活動への投資

第 51 条. 消防活動への投資財源

1. 消防活動への投資財源は、下記事項に使用される。
 - a) 消防警察部隊の活動、インフラ施設、消防用の設備、機械器具等の整備への投資
 - b) 人民防衛部隊、施設への消防部隊の活動への支援
 - c) 消防に関する宣伝と政府付属機関の消防運動の構築への支援
 - d) 消防事業の褒章への支援
 - d) その他消防活動への支援
2. 消防活動への投資財源は、国家予算法の規定に沿って管理、使用される。

第 52 条. 消防活動への国家予算

1. 消防警察部隊、国家機関、事業団体、武装部隊および其他国家予算対象の中央と地方の団体の消防活動のための予算は、現行の国家予算の配分基準に基づいて付与される。

国は、毎年消防警察部隊の活動への予算を確保し、配分する。公安省は消防・救助・救済警察局に、消防活動への投資の予算使用計画の作成、実施を行わせる。各級の人民委員会は、管轄地方の消防活動を維持するための国防・治安の予算使用計画を作成しなければならない。

2. 国家予算対象外の機関・組織、世帯、個人、ベトナム国内にある海外の組織は、規定に沿って消防活動の経費を自ら確保しなければならない。

3. 消防警察部隊の活動への国家予算は、下記事項に使用される。

- a) 消防警察部隊の常時活動
 - b) 規定に従う消防用の機械器具等および技術的インフラ施設の整備、更新、近代化、消防に関する科学技術の研究活動
4. 各級の人民委員会の国防・治安の予算からの消防活動への支出は以下の通り。
- a) 人民防衛部隊の常時活動、人民防衛隊のリーダー、サブリーダーへの手当て
 - b) 人民防衛部隊の消防用の機械器具等、保護具等の調達

第 53 条. 消防活動への投資の奨励

1. 国は、国内の機関、組織、個人、海外に在住するベトナム人、海外の組織、個人および国際機関に対し下記の分野への投資、支援を奨励する。

- a) 消防活動
- b) 消防用の機械器具等の整備

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください。

c) 消防に関する教育訓練と知識向上

2. 国は、国内産の消防用の機械器具等の研究開発、製造、組立およびその輸出を奨励する。
3. 国内産の消防用の機械器具等の研究開発、製造、組立およびその輸出入を行う機関、組織、個人は、国が規定した税制優遇措置を受けることができる。

第八章

消防活動に関する各省庁、省レベル機関、政府付属機関および各級の人民委員会の責任

第 54 条. 各省庁、省レベル機関、政府付属機関の責任

各省庁、省レベル機関、政府付属機関は、自己の職務および権限の範囲において、消防業務の遂行について、公安省と連携しなければならない。具体的には下記の職務を有する。

1. 自己の管轄・裁量権の範囲において、消防に関する法規および諸規定を制定する。
2. 消防に関する法規の実施指導について公安省と連携する。
3. 消防に関する知識の宣伝、教育訓練を実施し、政府付属機関の消防運動の構築とその維持を指導する。
4. 消防活動、消防用機械器具等の整備への投資を指導する。
5. 消防の指導および火災による悪影響への対応について指導する。
6. 消防業務を遂行する部隊を配置し、消防に関するデータの統計を政府および公安省に報告する。

第 55 条. 公安省の責任

公安省は、消防の国家管理について全国を統括する責任を有し、また下記の職務を遂行する。

1. 全国の消防の戦略、企画、計画を提案し、その実施を指導する。
2. 消防に関する法規案を提議しまたは制定する。消防に関する諸規定の実施を指導し、またその遵守状況を確認する。
3. 消防に関する法律や知識の案内、指導、宣伝、教育訓練を行い、大衆の消防運動を構築する。
4. 消防に関する検査、査察業務を行い、自己の裁量権の範囲において消防分野に関する提訴、告訴を解決する。
5. 消防安全保障上の特別な条件が求められるプロジェクト、建設工事、自動車に対する消防に関する審査承認と検査を行い、また消防用の設備、機械器具等および防災材料の検査、検定、適合の認定を行う。
6. 火災事件の捜査、処理を行い、また消防規定の違反を処分する。
7. 常時消火対応可能な状況の整備について指導、指示し、消防対策案を策定してその訓練を行う。また、救助救済の任務を遂行する。
8. 消防警察部隊への消防用の機械器具等の整備投資プロジェクト計画を策定し、それを実施する。消防用の設備、機械器具等の整備や取扱いに関する規定を制定し、その実施を指導する。
9. 消防警察部隊を構築し、消防に関する専門職員の育成を行う。
10. 消防分野に関する研究を行い、科学技術の成果を普及、活用する。
11. 消防活動の情報システムを組織管理し、その活動を指揮、運用する。
12. 消防活動に伴う火災爆発保険の加入を検査する。
13. 消防活動に関する国際機構への加入や国際条約の締結または加盟について政府に提案し、また自己の裁量範囲において消防活動に関する国際的活動を行う。

第 56 条. 各レベルの人民委員会の責任

1. 省レベル、県レベルの人民委員会は、自己の職務および権限の範囲において、管轄地方における消防に関する国家管理の機能の実施において下記通りの職務を有する。

- a) 管轄地方における消防の諸規定を制定する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- b) 管轄地方に於ける消防に関する法律法規の実施について指導、検査、管理する。権限の範囲において消防に関する規定に違反した行為に対する行政処分を下す。
 - c) 国民に対し消防に関する法律や知識の案内、指導、宣伝、教育訓練を行い、大衆の消防運動を構築する。
 - d) 消防活動に予算を付与し、消防用の機械器具等を整備する。
 - d) 消防警察部隊営舎の土地を計画し、その土地配分と営舎建設を提案する。
 - e) 複数の部隊や機械器具等の動員が必要となる消火対策案の策定およびその実施について指導する。
 - g) 消火活動を指導し、その火災による悪影響に対応する。
 - h) 消防について統計し、それを上位の人民委員会、政府および公安省に報告する。
2. 村レベルの人民委員会は、自らの任務および権限の範囲において、管轄地方においける消防に関する国家管理の機能を実施し、下記通りの任務を有する。
- a) 管轄地方に於ける消防に関する法律法規の実施について指導、検査、管理する。住宅地の消防安全を保障する。権限の範囲において消防に関する規定に違反した行為に対する行政処分を下す。
 - b) 国民に対し消防に関する法律や知識の宣伝、指導、教育訓練を行い、大衆の消防運動を構築する。
 - c) 各集落の人民防衛隊の管理を行う。
 - d) 消防活動に予算を付与し、消防用の機械器具等を整備する。
 - d) 火災通報可能な環境、消防用の道路と水源を確保する。
 - e) 消火対策案の策定およびその実施について指導する。
 - g) 消火活動を指導し、その火災による悪影響に対応する。
 - h) 消防について統計し、それを県レベルの人民委員会に報告する。

第九章

施行条項

第 57 条. 施行効力

本政令は、2003 年 4 月 4 日付の消防法の一部条項の施行細則に関する政令 No. 35/2003/NĐ-CP および 2003 年 4 月 4 日付の消防法の一部条項の施行細則に関する政令 No. 35/2003/NĐ-CP の一部条項の修正・補充に関する 2012 年 5 月 22 日付の政令 No. 46/2012/NĐ-CP の第 1 条の交替とし、2014 年 9 月 15 日より施行される。

第 58 条. 施行案内

- 1. 公安省、財務省、建設省、労働傷病兵社会省、教育訓練省の大臣は、自らの機能、任務の範囲において、本政令の施行を案内する。
- 2. 各大臣、省レベル機関の長、政府に属する機関の長、地方省と中央直轄都市の人民委員会委員長および関連者は本政令の施行について責任を負う。

宛先 : - 共産党中央書記委員会

- 政府の首相、各副首相
- 各省庁、省レベル機関、政府付属機関
- 各地方省、中央直轄都市の人民委員会、人民評議会
- 党中央事務所と各委員会
- 共産党書記長事務所
- 国家主席事務所
- 国会の民族評議会と各委員会
- 国会事務所

政府の代理

首相

Nguyen Tan Dung

(署名済み)

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください。

- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家監査院
- 国家財政監視委員会
- ベトナム社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 各団体の中央機関
- 政府事務所
- 保管先：文書管理、

付属書 I

消防管理の対象施設リスト

(2014年7月31日付の政府の政令 No.79/2014/ND-CP 附属)

1. 学院、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、中学校、高校、教育センター、保育所、幼稚園
2. 病院、介護施設、医療センター、その他診療施設
3. 会議場、劇場、文化会館、映画館、サーカス、屋内スポーツ競技場、屋外ドーム、ディスコ、遊園・娯楽施設、その他公共施設
4. 貯蔵施設、博物館、図書館、歴史遺跡、その他文化施設、展覧会、展示会
5. 建築物内市場、半建築物内半露天市場、ショッピングセンター、スーパー、百貨店
6. ラジオ局、テレビ局、郵政通信局
7. 全分野の指令センター、調整センター、運用センター、制御センター
8. 空港、港湾、可燃性の物品、資材の出入の内陸水路港、乗客用船ターミナル、バスステーション、自動車・バイク・原付きの駐車場、駐輪場とガレージ、グレード IV 以上の鉄道の旅客駅と貨物駅
9. アパート、多目的施設、ホテル、ゲストハウス、モーテル
10. 国の行政機関の事務所、事務所、研究所
11. 石炭採掘トンネル、その他可燃性の鉱物採掘トンネル、地下の交通施設、可燃物・爆発物の製造・保管・使用の活動を行うトンネル内の施設
12. 原子力施設、放射線施設、爆発材料の製造所、石油・石油製品・可燃性ガスの採掘、加工、製造、搬送、販売、使用、保管の施設、その他火災爆発の危険度が A, B, C, D, E に該当する物品の製造加工施設や大量生産工場
13. 武器、爆発材料、補助道具の保管倉庫、石油と石油製品の倉庫、可燃性ガスの保管倉庫、爆発材料の出入港、石油と石油製品の出入港、可燃性ガスの出入港
14. 1 台以上の計量機（ポンプ）のガソリンスタンド、可燃性ガスの貯蔵量が 70kg 以上の可燃性ガス販売店
15. 発電所、変電所
16. 船舶の製造・処理場、航空機の修理・保守場
17. 可燃性の物品、資材または可燃性の包装材に包装される不燃性の物品、資材の保管倉庫、可燃性の物品や資材のヤード。

付属書 II

火災爆発の危険性のある施設リスト

(2014年7月31日付の政府の政令 No.79/2014/ND-CP 附属)

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください。

1. 教室棟の容積（延べ床面積 x 高さ）が 5 千 m³ 以上の学院、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、中学校、高校、教育センター、幼児の人数が 100 人以上の保育所、幼稚園
2. 地方省レベル、各省庁、産業の病院、その他病床数が 21 以上の介護施設、診療施設
3. 座席数が 300 席以上の会議場、劇場、文化会館、映画館、サーカス、設計上の座席数が 200 席以上の屋内競技場、収容客数が 5 千人以上のドーム、容積が 1500 m³ 以上のディスコや遊園・娯楽施設、その他容積が 1000 m³ 以上の公共施設
4. 県レベル以上の貯蔵施設、博物館、図書館、展覧会。地方省レベル以上または各省庁、省レベル機関、政府付属機関の管轄範囲の歴史遺跡、文化施設、展示会
5. 県レベル以上の人民委員会が直轄する建築物内市場、半建築物内半露天市場。店舗の総面積が 300 m² 以上または容積が 1000 m³ 以上のその他の建築物内市場、半建築物内半露天市場、ショッピングセンター、スーパー、百貨店
6. 県レベル以上のラジオ局、テレビ局、郵政通信局
7. 省レベル以上の全分野の指令センター、調整センター、運用センター、制御センター
8. 省レベル以上の空港、港湾、内陸水路港、バスステーション。200 台以上の駐車場。5 台以上の収容力のあるガレージ。グレード I, II, III の鉄道の旅客駅と貨物駅
9. 5 階以上または容積が 5000 m³ 以上のアパート、多目的施設、ホテル、ゲストハウス、モーテル
10. 5 階以上または容積が 5000 m³ 以上の国の行政機関の事務所、研究所、研究センター、専門機関の事務所、企業、政治社会団体、その他組織の事務所
11. 石炭採掘トンネル、その他可燃性の鉱物採掘トンネル。長さが 100m 以上の地下の交通施設。容積が 1000 m³ 以上の可燃物・爆発の製造・保管・使用の活動を行うトンネル内の施設
12. 容積が 5000 m³ 以上の原子力施設、爆発材料の製造所、石油・石油製品・可燃性ガスの採掘、加工、製造、搬送、販売、使用、保管の施設、その他可燃物の製造加工施設
13. 武器、爆発材料、補助道具の保管倉庫。石油製品、可燃性ガスの保管倉庫。爆発材料、石油、石油製品、可燃性ガスの出入港
14. 1 台以上の計量機（ポンプ）のガソリンスタンド、可燃性ガスの貯蔵量が 70kg 以上の可燃性ガス販売店
15. 110KV 以上の変電所、発電所
16. 船舶の製造・処理場、航空機の修理・保守場
17. 容積が 1000 m³ 以上の可燃性の物品、資材または可燃性の包装材に包装される不燃性の物品、資材の保管倉庫。500 m² 以上の可燃性の物品や資材のヤード。
18. 火災爆発の危険度が A, B, C, D, E に該当する 1000 m³ 以上のメイン製造ラインを持つ大量生産工場
19. 火災爆発の発生時に施設や工事現場の全体に深刻に影響を与える主な項目や部分を有する施設、工事現場または部分や項目の面積／容積が全体の面積／容積の 25% 以上を占める施設、工場。或いは、運用時に下記の場合の一つに該当する火災爆発の危険物を常に使用する施設・工事。
 - a) 重量が 70kg 以上または重量が爆発性合成物質を作れる室内の空気容積の 5% 以上の可燃性ガス
 - b) 発火点が 61°C までで、重量が爆発性合成物質を作れる室内の空気容積の 5% 以上の液体、または発火点が 61°C 以上で、容量が 1L 以上の液体
 - c) 爆発下限値が 65g/m³ 未満で、重量が爆発性合成物質を作れる室内の空気容積の 5% 以上の可燃性の塵埃や繊維。床面積の 1 平米あたりに平均 100kg の重量のある固体物質や固体の物品、資材。
 - d) 総重量が 1000kg 以上で、可燃性・爆発性の物質または反応した際に可燃物・爆発物を作る物質。
 - d) 総重量が 500kg 以上で、可燃性・爆発性の物質または水素或いは酸素と反応した際に可燃物・爆発物を作る物質。

附属書 III

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

使用開始前に消防安全保障状況について消防警察局に通知しなければならない施設のリスト
(2014年7月31日付の政府の政令 No.79/2014/ND-CP 附属)

1. 9階以上の国の行政機関の事務所、アパート。7階以上の多目的施設、ホテル、ゲストハウス、モーテル、専門機関の事務所、企業、政治社会団体、その他組織の事務所、研究所、研究センター
2. 空港、航空機の修理・保守場
3. 各規模の石油、ガソリン、可燃性ガス、可燃性・爆発性化学物質の採掘・加工・製造の施設
4. 武器、爆発材料、補助道具の保管倉庫。産業用爆発材料の製造・販売・供給・保管・使用の施設
5. 総容積が 500 m³以上の石油倉庫、総重量が 600kg 以上の可燃性ガスの倉庫
6. 1台以上の計量機（ポンプ）のガソリンスタンド、可燃性ガスの貯蔵量が 70kg 以上の可燃性ガス販売店
7. 総利用面積が 1200 m²以上または経営世帯が 300 以上の建築物内市場または半建築物内半露天市場。店舗の総面積が 300 m²以上或いは容積が 1000 m³以上のショッピングセンター、スーパー、百貨店
8. 総出力が 100MW 以上の原子力発電所、火力発電所。総出力が 20MW 以上の水力発電所。電圧が 220V 以上の変電所。

附属書IV

消防警察局による消防用設備の設計の審査承認の対象のプロジェクト、工事のリスト
(2014年7月31日付の政府の政令 No.79/2014/ND-CP 附属)

1. 都市、住宅地、工業団地、輸出加工区、ハイテクパークの計画、新設、改造のプロジェクト。県レベル以上の裁量範囲に属する都市、住宅地、工業団地、輸出加工区、ハイテクパークの消防に関連する技術施設の新設や改造のプロジェクト。
2. 教室棟の容積（延べ床面積 x 高さ）が 5 千 m³以上の学院、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、中学校、高校およびその他の学校。幼児の人数が 100 人以上の保育所、幼稚園
3. 県レベル以上の病院。病床数が 21 以上の介護施設、診療施設
4. 座席数が 300 席以上の会議場、劇場、文化会館、映画館、サーカス、設計上の座席数が 200 席以上の屋内競技場、収容客数が 5 千人以上のドーム、容積が 1500 m³以上のディスコや遊園・娯楽施設、その他容積が 1000 m³以上の公共施設
5. 省レベル以上の貯蔵施設、博物館、図書館、展覧会。省レベルまたは各省庁、省レベル機関、政府附属機関の管轄範囲の歴史遺跡、文化施設、展示会
6. 県レベル以上の建築物内市場、店舗面積が 300 m²以上或いは容積が 1000 m³以上のいちば、ショッピングセンタースーパー
7. 県レベル以上のラジオ局、テレビ局、郵政通信局
8. 省レベル以上および地域規模の全分野の指令センター、調整センター、運用センター、制御センター
9. 空港、グレード IV 以上の港湾と内陸水路ポート、県レベル以上のバスステーション、延床面積が 500 m²以上の鉄道駅
10. 5階以上のアパート。5階以上或いは容積が 5000 m³以上の多目的施設、ホテル、ゲストハウス、モーテル
11. 村レベル以上の国の行政機関の事務所。5階以上或いは容積が 5000 m³以上の専門機関の事務所、企業、政治社会団体、その他組織の事務所
12. 5階以上或いは容積が 5000 m³以上の科学研究施設に属する建物

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

13. 地下鉄の施設、長さが 2000m 以上の鉄道用トンネル。長さが 100m 以上の陸上トンネル。収容力が 5 台以上のガレージ。容積が 1000 m³ 以上の可燃物・爆発の製造・保管・使用の活動を行うトンネル内の施設
14. 武器、爆発材料、補助道具の保管倉庫。石油と石油製品、可燃性ガス、産業用爆発材料の輸出入、加工、保管、輸送のための施設
15. 火災爆発の危険度が A, B, C, D, E に該当する 1000 m³ 以上のメイン製造ラインを持つ大量生産工場
16. 1 台以上の計量機（ポンプ）のガソリンスタンド、可燃性ガスの貯蔵量が 70kg 以上の可燃性ガス販売店
17. 110KV 以上の変電所、発電所（原子力、火力、風力等）
18. 船舶の製造・処理場、航空機の修理・保守場
19. 容積が 1000 m³ 以上の可燃性の物品、資材、包装材料の保管倉庫
20. 火災爆発の危険性のある或いは特別に保護される国防・セキュリティーの施設。

附属書 V

消防用の機械器具等のリスト

(2014 年 7 月 31 日付の政府の政令 No.79/2014/ND-CP 附属)

1. 機械化消防用の機械器具等：

- a) 一般消防車：水槽付消防車、水槽のない消防車（ポンプ自動車）
- b) 特殊消防車：空港用消防車、林野火災用消防車（林野工作車）、化学消防車、デモ・混乱対応用消防車等
- c) 消防航空機、消防船舶／ボート
- d) 消防専用車：はしご車、クレーン車、指令車、通信工作車、送水車、水槽車、資機材搬送車、人員輸送車、化学薬品輸送車、災難救助車、支援車、排煙車、工作支援車等
- d) 消防用ポンプ：ハンドポンプ、トレーラーポンプ、フローティングポンプ

2. 一般消防用器具

- a) 消防用ホース
- b) 消火用放水口
- c) 接合部、双口接手、媒介金具、エジェクターバルブ
- d) フィルター
- d) 消火栓等
- e) 消防はしご（三脚はしご、二脚はしご、脚立、縄梯子、その他）
- g) 消火器（ハンドル付き、車輪付き）：粉末消火器、泡消火器、ガス消火器

3. 消火剤：水、粉末、ガス、泡

4. 難燃材料、難燃物質

- a) 耐火塗料
- b) 耐火材料
- c) 耐火含浸材

5. 個人用の衣装と保護具

- a) 消防服：防火ズボン、上着、帽子、ブーツ、手袋、ベルト、マスク、絶縁のブーツと手袋、耐熱服、化学防護服、放射線防護服
- b) 防毒マスク、隔離式防毒マスク、フィルターマスク、防毒マスク吸収缶

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

6. 救命用具：救命用ロープ、救命クッション、救命用はしご（ロープはしご、脚立等）、救命用ダクト、人体検知器等
7. 破壊用機械や道具
 - a) カッター、トラクター、アジテーター、またはエアコンプレッサー、水力、電力、エンジンによるリフト
 - b) ラチェットケーブルカッター、ハンドソー、ハンマー、バール等
8. 消防指令や情報通信用機材、器具
 - a) 消防司令デスク、消防指令テント
 - b) 有線通信システム
 - c) 無線通信システム
9. 火災警報・消防システム
 - a) 自動／半自動警報装置
 - b) 自動／半自動消火システム（ガス、水、粉末、泡）、屋内放水銃システム、屋外水補給システム。

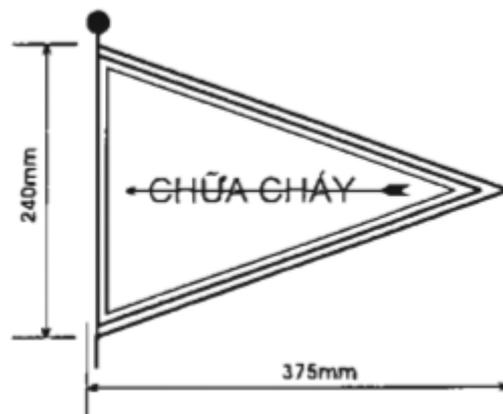
附属書VI

消火上の優先信号とその他の信号

(2014年7月31日付の政府の政令 No.79/2014/ND-CP 附属)

1. 消防車の優先フラグ

青地で、黄色の縁、黄色の文字と矢印を配置したデザイン。



2. 消火用トラバリケードテープ

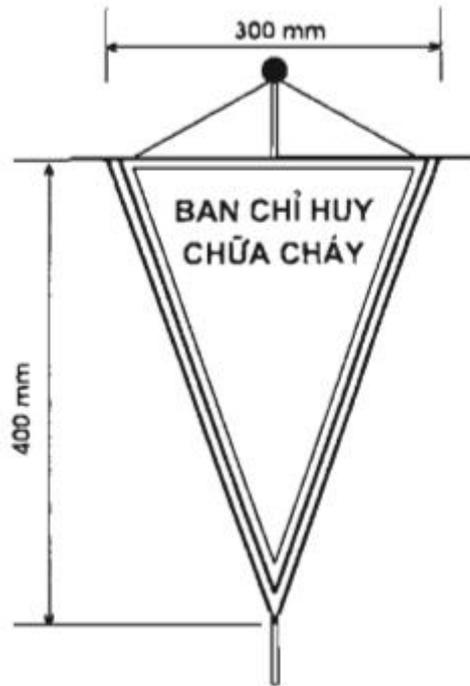
赤地、黄色の縁と文字のバンド（消火エリア・立ち入り禁止）



3. 消火指令委員会の司令旗

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください。

青地、黄色の縁と文字の旗



4. 消火監督者マーク

赤地、黄色の縁と文字のバンド



5. 消火エリアの標示看板

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください。

